

公益財団法人 PwC 財団 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人 PwC 財団(以下「この法人」という。)の定款第18条及び第33条の規定に基づき、役員、評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 評議員とは、この法人の定款第14条に定める者をいう。
- 3 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 4 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)、交通費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、理事会または評議員会出席の都度、別表1に定める報酬等を支給する。

2. 前項の規定にかかわらず、同一日に2以上の会議に出席した場合には重複して支給しない。また、書面決議の場合は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員の報酬等は、別表1に定める報酬等を、職務執行が完了した日の属する月の20日締め翌月末までの支給とする。

2. 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3. 報酬等は、法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、その本人に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支給する。本人から申出のあった立替金、積立金等がある場合には、その金額を控除して支給する。

(費用の弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2. 費用の弁償の額は実費とし、役員及び評議員は証拠書類を添付して請求しなければならない。

3. 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 法人は、本規程をもって、認定法第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附則

(所管)

第1条 本規程の所管は、事務局とする。

2. 本規程の管理責任者は、代表理事または代表理事が指定する者とする。

(改廃)

第2条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

1. 本規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2. 本規程は、2021年4月5日から施行する。

3. 本規程は2021年5月24日より改定する。

別表 1 役員及び評議員の報酬等

役職	報酬額(1人あたり) (※1)	備考
役員	30,000 円	理事会又は評議員会に出席の都度支給する
評議員	30,000 円	評議員会出席の都度支給する

(※1)源泉所得税控除後の金額